

三田市議会事務局処務規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (局職員)</p> <p>第2条 局に事務局長を置く。 2 局に次長、課長、副課長、課長補佐、係長、主査、主任その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (局職員)</p> <p>第2条 局に事務局長を置く。 2 局に次長、課長、副課長、係長、主査、主任その他の必要な職員を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>